

平成23年9月16日

神奈川県知事
黒岩祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会
会長 安藤 浩
神奈川県身体障害施設協会
会長 松永 徹
神奈川県民間知的障害施設協同会
会長 大久保一雄
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 飯島克巳



要 望 書

神奈川県民間社会福祉施設運営費補助金の廃止とそれに代わるものとして導入された障害者地域生活サポート事業については、市町村における実施が前提となり、事業の実施率は極めて低い状況です。一方で政令市、中核市では一定の水準で補助金が継続されており、政令市等と県域市町村の格差が生じていることは明らかです。また、障害をもつ人が地域で様々な支援を活用して暮らすためには、現在の制度だけでは不十分な点も多く、様々に見直すべき問題があります。

つきましては、以下のことについて取り組んでいただきたく要望いたします。

1. 障害者地域生活サポート事業の完全実施について

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、県と市町村が事業費の2分の1ずつを負担することから、事業の実施が進まない現状である。補助率を全面的に見直し、県単独で負担する事業に改めること。または、現行の県負担分について執行すること。
- (2) 特に施設等の利用者の障害状況に応じた個別支援に適用される事業が、ほとんどの自治体で実施されていない。施設等の利用を希望する者は、専門的な配慮や個別の支援を必要としているケースが増えてきていることから、特にこれらの事業の実施をすすめること。

2. 就労支援に関して

- (1) 「かながわ工賃アップ推進事業」を継承発展させる県独自の事業を、来年度以降も実施すること。
- (2) 神奈川県の財政的な支援を含めた共同受注業務に関する窓口組織を設立し、工賃アップにつながる一定規模の受注を促進すること。
- (3) 官公需の発注を一層進めること。併せて市町村に対しての働きかけをおこない発注を促進すること。

3. グループホーム・ケアホームについて

- (1) 地域生活の重要な資源であるグループホーム・ケアホームの設置運営が成り立っていくために、グループホーム・ケアホームへの運営費補助のさらなる引き上げをすること。
- (2) グループホーム・ケアホームへのホームヘルパーの派遣については市町村により考え方にバラツキがあり、一定の制限を設けているところも多くみられる。現状を把握したうえで、積極的に活用できるよう、必要な措置を講じること。

4. 福祉人材の確保について

- (1) 福祉人材の確保をすすめるための人件費財源を保障すること。
- (2) 福祉人材の養成について取り組みを強化すること。

5. 施設整備について

- (1) 入所施設が地域の中で中核的な機能を果たしていくため、老朽化した施設の建替え等については補助を継続すること。
- (2) 安定した日中活動の場を確保するため計画的な施設・事業所等の整備や拡張については県の責任で実施すること。

6. 地域生活支援の充実について

- (1) 重症心身障害児・者が通所できる施設や事業所の設置を推進すること。医療的ケアが必要な方も安心して通える職員体制や設備の充実を図ること。
- (2) 通所サービス利用促進事業については、特別対策事業の実施期間終了後も県として継続すること。また、送迎サービスを少人数で実施している事業所等にも補助が受けられるよう利用実績に応じた仕組みに改めること。
- (3) 一人暮らし等をする障害者が年々増加傾向にある中で、預貯金等財産管理を含めた金銭の取り扱いに関する支援、また、家賃等の補助や居宅介護支援に係る自己負担の軽減措置、契約の保証人確保、敷金や火災保険など一人暮らし支援のシステムを強化すること。
- (4) 短期入所は、地域生活を支える上で重要なサービスであるが、必要に応じた受け入れが不十分である。短期入所事業所の整備をするとともに、支援困難な方の受け入れを可能にするための職員配置について加算等の実施をすること。

7. 相談支援専門員の確保と資質向上について

- (1) 相談支援従事者初任者研修のさらなる充実、および更新研修として位置づけられている相談支援事業者現任研修の内容の強化を図ること。
- (2) 現在従事している相談支援専門員の資質向上や、専門性を確立するための県独自の取り組みを実施すること。

最後に

障害者自立支援法は、廃止される方向が示されましたが、新たな制度による具体的な内容は十分に示されてはいません。県は国の制度が変わる節目の時期にあつて、障害者が地域で安心して暮らすための必要な支援を提供できるように、各団体と協議してすすめていただきたい。

以上